

# 登記手続案内は予約制です

法務局では、登記申請を予定している皆様からの手続案内は、予約制で行っております。登記手続案内をご希望される方は、事前に電話でご予約をお願いします。

なお、**登記手続案内は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染防止対策のため、電話のみで行っています。**したがって、予約なしで来庁された場合についても、改めて予約をいただいた上で、電話により対応させていただきます。

また、予約をキャンセルする場合は、必ず事前にご連絡をお願いします。

## 登記手続案内予約のお問合せ先

### ≪不動産登記の手続案内≫

庁名	電話番号	手続案内の曜日	所在
甲府地方法務局	055-252-7151 (音声ガイダンス②)	月～金	甲府市丸の内一丁目1番18号(甲府合同庁舎6階)
鰍沢支局	0556-22-0148	火	南巨摩郡富士川町鰍沢2543番地4
大月支局	0554-22-0799	水	大月市御太刀二丁目8番10号(大月地方合同庁舎)
韮崎出張所	0551-22-0370	月・木	韮崎市本町四丁目3番2号
吉田出張所	0555-22-0025	水・木	富士吉田市上吉田三丁目9番13号

### ≪会社・法人登記の手続案内≫

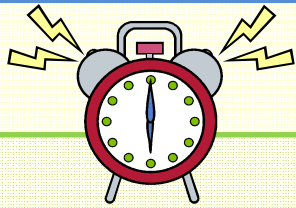
庁名	電話番号	手続案内の曜日	所在
甲府地方法務局	055-252-7151 (音声ガイダンス③)	木・金	甲府市丸の内一丁目1番18号(甲府合同庁舎6階)

\* 登記手続案内の時間帯等の詳細は、手続案内を希望する法務局にお問い合わせください。

〒400-8520  
山梨県甲府市丸の内一丁目1番18号  
甲府地方法務局登記部門  
TEL (055) 252-7151

# 登記手続案内をご利用のみなさまへ

電話のみによる手続案内ですので、予約された日時に法務局職員からお電話いたします。



## ご利用は20分以内

1回のご利用は、20分以内です。  
20分を過ぎると、後の利用者の案内に支障が出てしまいますので、そこで終了します。  
また、予約時間を10分以上経過しても電話に出られなかった場合はキャンセル扱いとさせていただきます。



## 事前の審査・法的判断はできません

係員が申請前の書類に不備がないか審査することはできません。登記原因事実・法律行為(契約)が有効か無効か判断したり、法的なアドバイスをすることもできません。



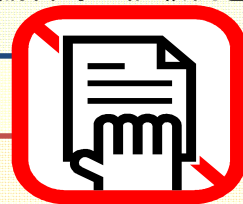
## 補正の可能性あり

登記申請後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることもあります。  
登記手続案内は、内容の適合性・登記の完了を保証するものではありません。



## 見本を準備してください

法務局ホームページに掲載している申請書等の記載例を準備してください。  
インターネット環境がない場合は、窓口で記載例を入手していただくか、宛名を記載した返信用封筒(切手貼付)を送付していただければ、申請書等の記載例を返送します。



## ご自身で作成してください

申請書等の記載書き方を説明しますが、具体的な事案に沿ったアドバイスは、していません。  
正確な申請を行っていただくために、あらかじめ登記事項証明書を取得するなどして実際の登記の内容をご自身で確認してください。



## 申請資格のない方お断り

申請人本人(親族・従業員)のご利用に限ります。本人確認をしていますので、ご協力ください。  
法令上代理申請を行う資格のない方(税理士、行政書士、委任状のない代理人等)は、お断りします。  
※資格者代理人は書面照会をしてください。

多くの方にご利用いただけるよう努めています。  
ご協力をお願いいたします。

# 甲府地方法務局